

第240回

広島県都市計画審議会
(別冊)

と き 平成30年7月26日(木)
ところ 広島県庁自治会館1階101会議室

東 広 島 市

第2号議案

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の増築及び
用途変更(能力増強)について

(東広島市許可)

東広建指第13号
平成30年7月4日

広島県都市計画審議会会長様

東 広 島 市 長
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
都 市 部 建 築 指 導 課

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の増築及び用途変更(能力増強)について (諮問)

このことについて、建築基準法(昭和25年法律第201号)第51条ただし書の規定により、貴会の意見を求めます。

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の概要

1 申請者住所氏名

住 所 : 広島県東広島市黒瀬町小多田16番地92

氏 名 : 東広商事株式会社 代表取締役 篠原 幸一

2 申請地

広島県東広島市黒瀬町小多田字新立16番83、16番84、16番92

3 申請理由

申請者は、平成18年2月より東広島市黒瀬町の黒瀬工業団地内において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法という）第15条」及び「建築基準法（以下、建基法という）第51条ただし書き」の許可を取得し、現在、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）、陶磁器くず及びがれき類の破碎処理等を行う中間処理事業を営んでいる。

近年、国内外の廃プラスチック類、木くず及びがれき類等を取巻く環境が変化し、リサイクル等の需要が急激に増大してきたため、既存破碎施設の処理設備では対応が困難になった。

こうした需要の増大に適切に対応し、廃棄物を安定的に処理するために、既存破碎施設の処理能力を増強すると共に、合わせて敷地を拡大して破碎施設を新設し、必要となる工場を増築する計画である。

当該処理施設は、廃掃法施行令第7条第7号及び第8の2号を処理する施設であることから、建基法施行令第130条の2の2第2号イに規定する施設に該当するため、建基法第51条ただし書きの許可を必要とするものである。

4 申請概要

(1) 用途地域 工業専用地域

(2) 敷地面積 11,520.56 m² (約1.15ha)

(3) 敷地内の建物概要

- 建築面積 : 7,277.53 m²
- 延床面積 : 6,846.62 m²
- 棟 数 : 5棟
- 主要用途 : 工場

(5) 許可の対象となる破砕施設の計画処理能力

○処理する廃棄物の種類及び処理能力

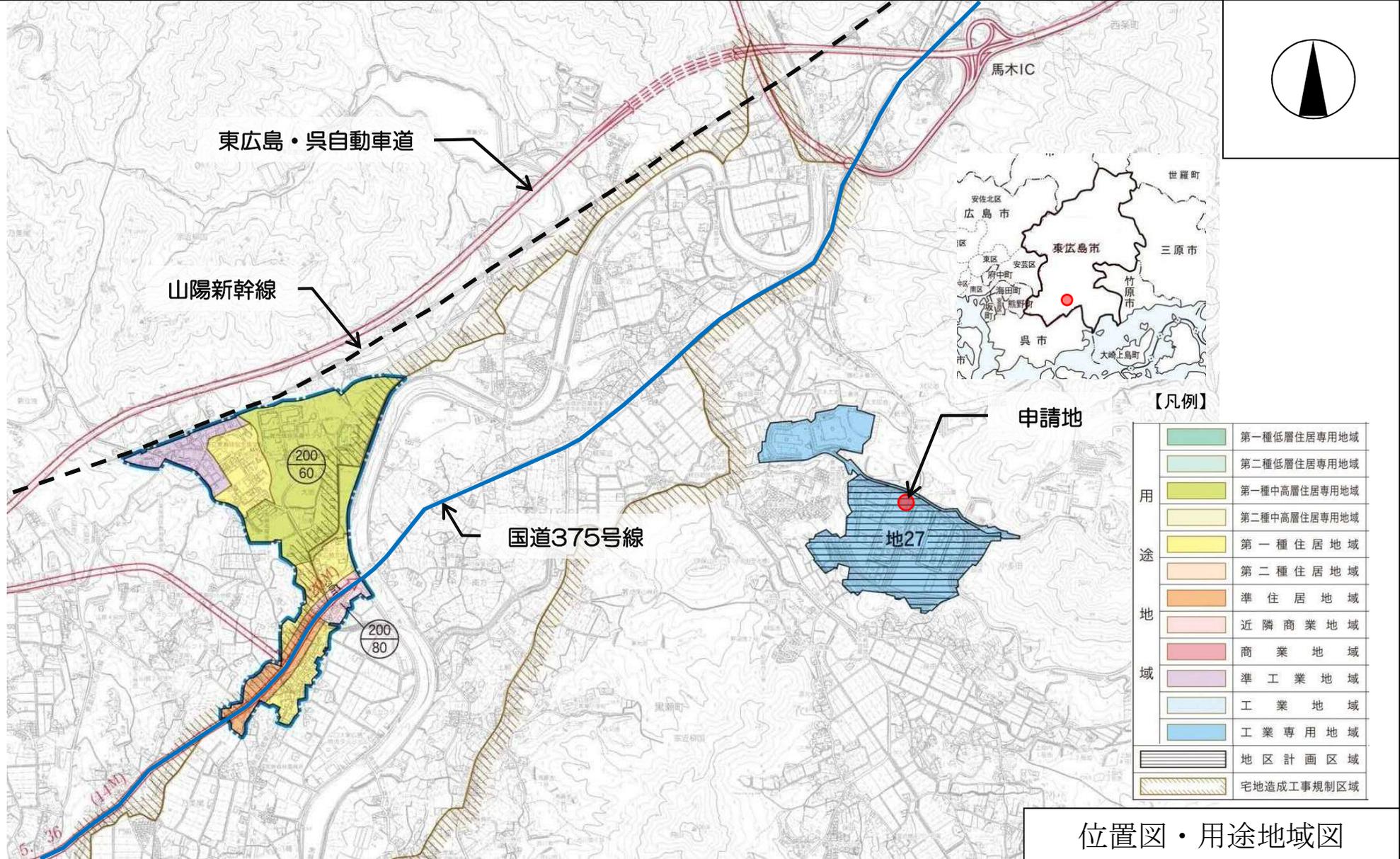
	破砕施設	廃棄物種別	現状処理能力	計画処理能力
新設	破砕施設 1	廃プラスチック類	—	65.6 (t/日)
		木くず		102.4 (t/日)
		がれき類		124.8 (t/日)
	破砕施設 2	廃プラスチック類	—	49.6 (t/日)
		木くず		57.6 (t/日)
		がれき類		76.8 (t/日)
能力変更	破砕施設 3	廃プラスチック類	36.8 (t/日)	64.4 (t/日)
		木くず	57.6 (t/日)	100.8 (t/日)
		がれき類	26.4 (t/日)	46.2 (t/日)

5 審査の結果

- 申請地は、市街化区域内の工場等の立地を目的とした工業専用地域内（黒瀬工業団地地区計画区域）に位置し、直近の住宅まで約200m離れている。
- 申請者は、公害の有無及び防止策に関する騒音振動について生活環境影響調査（環境アセス）により環境保全対策を検討している。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可は、西部東厚生環境事務所環境管理課と事前協議済であり、同課より支障ないと聴取している。
- 申請者が近隣の住民に対して、事業計画を説明し、理解を得ている。

6 東広島市の意見

審査の結果に基づき、敷地の位置は、都市計画上支障がないと判断する。

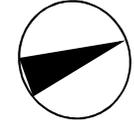
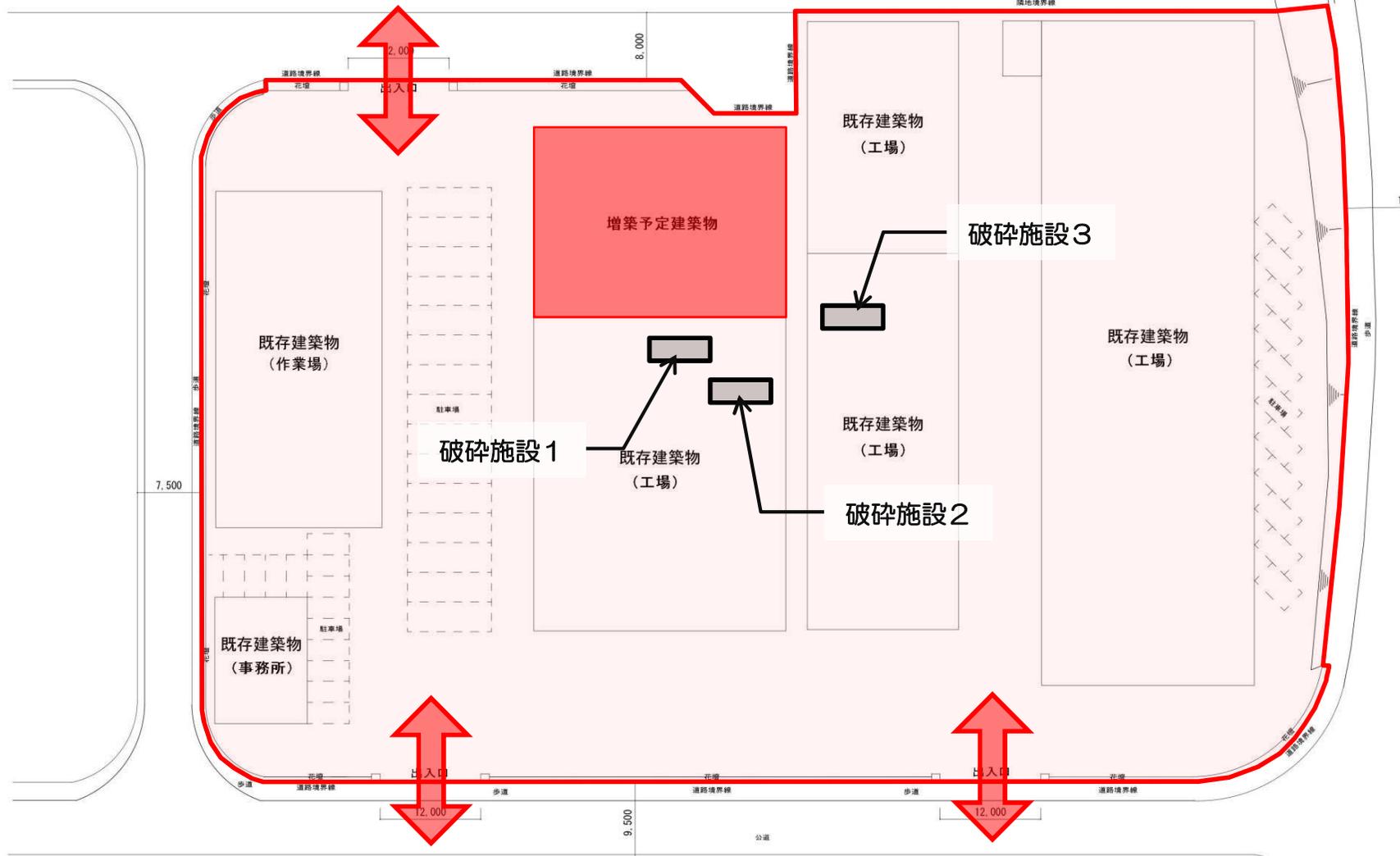


位置図・用途地域図



付近見取図

従業員出入口



SCALE=1/500

産業廃棄物搬入車輛出入口

産業廃棄物搬入車輛出入口

計画配置図

処理フロー図

